

ネットワーク更新業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年8月

御所市

1. はじめに

本実施要項は、「ネットワーク更新業務委託」の事業者を公募型プロポーザルによって選定するための実施要項を定めたものである。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

ネットワーク更新業務委託
(以下「本業務」という。)

(2) 委託業務の内容

別紙「ネットワーク更新業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

・整備経費126,889,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の初期導入経費を想定した事業規模を示すためのものである。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる企画提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第124号）による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱（平成23年御所市告示第134号）第3条に規定する入札等参加資格者名簿に登録された資格者であること。
- (4) 近畿圏内に事業所、支店（営業所）を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされていない者とする。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (8) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。

4. 実施スケジュール

内容	期間等
公告の日	8月22日（金）
公告のホームページ公開日	8月25日（月）
参加申込書の提出期限（持参）	8月29日（金）17時必着
質問書の提出期限（メール）	9月 5日（金）17時必着
質問書の回答（メール）	9月11日（木）
企画提案書等の提出期限（郵送又は持参）	9月17日（水）17時必着
プレゼンテーション実施者の選定通知（メール）	9月24日（水）15時（予定）
企画提案等のプレゼンテーション実施日	10月 2日（木）
選定結果通知（郵送）	10月 6日（月）（予定）
委託契約締結	10月10日（金）（予定）

（注意）時間指定について、メールの場合はタイムスタンプ時刻、その他時刻は市庁舎内の時計時刻とするので注意すること。

5. 参加手続及び審査方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。選定までの流れは以下の(1)から(5)までとする。

- (1) 参加希望者は7. 参加申込書の提出の手続きに従い必要書類を提出する。
- (2) 資格審査後、下記の6. (2) 配布資料一覧を事務局より電子媒体にて配布する。
- (3) 参加申込者は9. 企画提案書等の提出の手続きに従い必要書類を提出する。
- (4) 書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を3者程度に絞り込む。
- (5) プレゼンテーションを実施し、1事業者を受託候補者として選定する。

6. プロポーザルに係る資料及び様式集の配布

(1) 配布期間

公告の日から令和7年8月29日（金）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

(2) 配布書類一覧

- ・ ネットワーク更新業務委託公募型プロポーザル実施要項
- ・ ネットワーク更新業務委託仕様書
- ・ ネットワーク更新業務委託仕様書別紙（システム要件及び機器調達仕様一覧）
- ・ 参加申込書兼秘密保持誓約書（様式1）
- ・ 質問書（様式2）
- ・ 価格提案書（様式3）
- ・ 法人業務実績一覧（様式4）
- ・ 実施体制一覧表（様式5）
- ・ 仕様要件可否チェックシート（様式6）
- ・ 辞退届（様式7）
- ・ 資料（論理構成図・庁内概要図）

7. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書兼秘密保持誓約書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月29日（金）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出方法・提出場所

「16. 担当・提出先」まで持参すること。

(4) 参加申込後、辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

8. 質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年9月5日（金）まで（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出方法

質問書（様式2）に質問内容を簡潔にまとめ、「16. 担当・提出先」へメールで提出すること。

- ・ メールの件名は「【法人名を記入】御所市市内NW質問書」とすること。
- ・ 質問書提出後に「16. 担当・提出先」へ電話し、メールの到着を確認すること。
- ・ メール以外での質問については回答できない。

(3) 回答方法

質問書の回答を集約し、令和7年9月11日（木）に連絡用メールアドレスへ返信する。

(4) 留意事項

- ・ 質問に対する回答は、回答の内容に応じて、実施要項及びその他配付された資料、様式集の追加又は修正とみなす。
- ・ 提出受付期間以外の質問及び所定の様式に拠らない質問や定められた質問方法以外の質問は受け付けない。
- ・ 他の提案事業者若しくはその提案内容に関する質問又は審査及び評価等に支障をきたす恐れのある不適切な質問や選定に公平性を保てない場合には受け付けないことがある。
- ・ 質問がない場合は、質問書提出期限までに「質問なし」のメールをする。
- ・ 同内容の質問があった場合は複数件をまとめて回答する。
- ・ 質問書を提出した事業者名は非公表とする。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年9月17日（水）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

企画提案書（様式任意）及び様式3から様式6を提出する。

(3) 提出部数

企画提案書10部（正本1部、副本9部）、その他の提出様式1部（正本）とする。

上記に加えて(2)提出書類の一式をPDFに変換したものを電子記憶媒体（CD等）で1枚提出する。

(4) 提出方法・提出場所

「16. 担当・提出先」まで郵送（簡易書留）または持参すること。（期限内必着）

(5) 本市からの疑義照会及び確認

提出のあった企画提案書等の内容に関して審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会及び確認を行う。

10. 企画提案書記載項目

仕様書の内容を踏まえつつ、下記に示す6つのテーマについて、具体的かつ的確に記載すること。

＜提案テーマ＞

テーマ1	業務実施体制、業務実施方針について
テーマ2	業務実施スケジュール、業務進捗管理方法について
テーマ3	【企画提案】製品の特長 ～導入による働く環境の変化～
テーマ4	【企画提案】運用保守委託 ～保守の範囲と実施方針～
テーマ5	【企画提案】新庁舎建設 ～将来20年30年を見据えたデジタル技術の導入～
テーマ6	【企画提案】DX推進 ～現状から未来へ～

(1) 作成上の留意点

- ・ 原則としてA4判（片面刷り）・横型・横書き、長辺綴じ（ホッチキス2点）で簡易製本すること。なお、A3判による折りこみも可とする。（A3判は2ページカウント）
- ・ 提案書の表紙は任意様式とし、タイトル「ネットワーク更新業務委託」及び事業者名を記載すること。
- ・ 文字は16ポイント以上とし、図表の文字についてはこの限りではない。
- ・ 提案内容に関する枚数は、表紙、目次、裏表紙を除いて上記提案テーマごとに記載し、全体で24ページ以内にまとめて提案すること。

11. プレゼンテーション実施者の選定

4者以上の複数の応募があった場合、書類審査によりプレゼンテーション実施者を3者程度に絞り込む。結果は、下記の日時にメールで通知するものとする。

※選定内容・結果についての質問・異議は受け付けない。

(1) 通知日 令和7年9月24日（水）15時頃

12. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日及び開催場所

令和7年10月2日（木）（予定）

※日時及び会場の詳細は後日、事務局から参加者へメールにて通知する。

(2) 実施方法

- ・ 説明25分以内、質疑応答15分程度、準備片付け5分程度とする。（合計45分）
- ・ 説明は提出した企画提案書に基づいて行うものとし、それ以外の資料は使用しないこと。
- ・ プレゼンテーション参加者は管理技術者及び主たる担当者含め計3人以内とする。
- ・ プレゼンテーションに必要なパソコン等はプレゼンテーション実施者で準備すること。
- ・ 事務局においてモニター及び電源、HDMIケーブルを準備する。

13. 審査

(1) 審査方法

「ネットワーク更新業務委託受託者選定審査委員会」を設置し、審査を実施する。

(2) 受託候補者を選定するための評価基準

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査基準表の項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

最高評価点を得たものを受注優先交渉権者とする。なお、最高評価点者が複数となった場合は協議の上、1者に選定する。また、参加事業者が1者であっても評価を実施するものとし、合計点数が満点の6割に満たないときは事業者を選定しないものとする。

(3) 選定結果

選定の結果については、令和7年10月6日（月）（予定）までに全ての企画提案者に通知する。なお、選定された事業者の提出書類は、御所市情報公開条例により、公開の対象となる。また、選定されなかった事業者の提出書類は、事業者名をはじめ、すべて非公開とし、審査結果に関する問い合わせや異議・申し立ては受け付けない。

(4) 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出期限までに書類が提出されなかった場合
- ・ 提案価格が提案上限額を超えている場合
- ・ 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ・ その他、実施要項に定める手続きを遵守しない場合

14. 契約

特定された受託候補者と提出された企画提案書等を基に業務内容について協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第5条第1項第4号の規定に基づき、随意契約を締結する。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加に係る経費は全て参加者の負担とする。
- (3) 災害事故等やむを得ない事由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本事業を停止、中止することがある。なお、この場合において、当該企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。但し、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製又は複写することがある。
- (5) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 参加申込者が1者のみであった場合、企画提案書等提出事業者が1者のみとなった場合でも、参加資格を有する事業者であれば評価をそのまま実施する。ただし、参加者の数に関わらず、評価が一定の水準に達しない場合は、選定しない。
- (9) スケジュール変更については、各参加申込者に別途通知する。
- (10) 担当課以外に本プロポーザルに関する質問等はしないこと。
- (11) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は委託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。
- (12) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。

16. 担当・提出先（事務局）

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3（御所市役所新館3階）

御所市役所 デジタル推進課（上ノ坊・北野）

電話：0745-62-3001（内線341）

メール：densan@city.gose.nara.jp